

答 申 第 3 3 号
平成15年 6 月11日

長崎県公安委員会
委員長 犬尾 博治 様

長崎県情報公開審査会
会長 生野 正剛

長崎県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年12月20日付け長公委（交規）第1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「長崎県交通規制集の中の佐世保310、車両（うどごえ町方向から進行して行くもの）市道、神島町17番4号先交差点、昭和58年3月3日付の一時停止ポールと標示の設置がわかる関係書類を求める」の公文書不開示決定（公文書不存在）に係る審査請求

答 申

1 審査会の結論

「公安委員会の交通規制の実施について（伺い）」（昭和57年12月13日決裁）（以下「本件公文書」という。）について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）の適用が除外されるものであるとして行った不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

なお、条例の趣旨にのっとり可能な範囲で、本件公文書の写しを提供することを要望する。

2 不服申立て（審査請求）に至る経過

(1) 平成14年11月27日付けで、審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、長崎県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対し、「長崎県交通規制集の中の佐世保310、車両（うどごえ町方向から進行してくるもの）市道、神島町17番4号先交差点、昭和58年3月3日付の一時停止ポールと標示の設置がわかる関係書類を求める」との開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 警察本部長は、本件開示請求に対応する公文書として、本件公文書を特定した。

(3) 平成14年12月9日付けで、警察本部長は、審査請求人に対し、本件公文書は条例附則第2項第2号の規定により条例の適用が除外される公文書であるとして、本件処分の通知を行った。

(4) 平成14年12月11日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として、長崎県公安委員会に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、対象公文書の開示を求める」というものであり、審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

請求している文書は交通規制標識設置の際の文書であり、条例施行日前に作られた文書であることはわかるが、警察本部長が条例施行日以降においても同文書を保有していることは間違いないので開示してもらいたい。

このほか、審査請求人は、行政機関の業務への不満等を主張している。

4 諮問実施機関の主張の要旨

諮問実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

条例附則第2項第2号の規定により、警察本部長が保有する公文書のうち、警察本部長についての条例の施行日である平成14年10月1日前に作成・取得した公文書については、決裁等の手続が終了し、かつ、条例第33条の検索に必要な資料が作成されたものを除き、条例の規定が適用されないこととされている。

本件公文書は、条例の施行日前である昭和57年12月13日付けの決裁文書であり、本件処分の時点では、本件公文書に係る検索資料は未作成である。

よって、警察本部長は、本件公文書については、条例の適用が除外されるものとして、本件処分を行った。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし具体的に審査した結果、以下のように判断する。

なお、審査請求人が主張する、行政機関の業務への不満等については、本件処分と無関係であるので、当審査会の審査の対象としない。

(1) 本件開示請求に対応する公文書について

開示請求書に記載された内容並びに審査請求人及び諮問実施機関の説明から、本件開示請求に対応する公文書は、警察本部長が特定したとおり、本件公文書であるものと判断する。

本件公文書は、長崎県公安委員会が交通規制を新規に行い、又は変更する

に当たっての決裁文書であり、文書中には、規制の種別、場所等が規制の必要性とともに記載され、当該場所の略図が添付されている。

(2) 条例附則第2項第2号の該当性について

ア 条例附則第2項の規定

「（経過措置）

2 改正後の長崎県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。

(1) 略

(2) 前項ただし書の規則で定める日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。以下この号において同じ。）の職員が作成し、又は取得した公文書（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びフィルムであって、決裁等の手続が終了し、実施機関が保有しているもののうち、第33条の検索に必要な資料が作成されたものを除く。）」

イ 該当性の判断

条例附則第2項第2号の該当性を判断するに当たり、以下の事実が認定できる。

(ア) 本件公文書が、同号の「前項ただし書の規則で定める日」である平成14年10月1日前に、実施機関（警察本部長）の職員が作成した公文書であること。

(イ) 本件公文書については、決裁等の手続が終了していること。

(ロ) 実施機関（警察本部長）が、本件公文書を保有していること。

(ハ) 本件公文書に係る条例第33条の検索に必要な資料が、未作成であること。

以上の事実から判断すると、本件公文書は、条例附則第2項第2号に該当し、条例の規定が適用されないものである。なお、同号の規定はあくまでも経過措置であり、合理的期間内に検索資料を作成し、これが作成された公文書から順次対象としていくことが同号の趣旨であると認められるが、本件処分が条例施行から約2か月後であることを考慮すれば、検索資料の未作成はやむを得ないものと認められる。

したがって、警察本部長の行った本件処分は妥当であると認められる。

(3) 本件公文書の写しの提供について

しかしながら、条例の目的及び条例附則第2項第2号の規定等から見れば、条例は施行日前に作成・取得した公文書であっても可能な限り公開しようとする趣旨であると判断されるので、本件公文書の写しを条例の規定に準じて可能な範囲で提供することが望ましい。

以上の理由により、上記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成14年12月24日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成15年 1 月24日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
平成15年 2 月18日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成15年 3 月28日	・ 審査会（概要説明及び審査）
平成15年 5 月 7 日	・ 審査会（審査請求人の意見及び諮問実施機関の説明の聴取並びに審査）
平成15年 6 月 3 日	・ 審査会（審査）
平成15年 6 月11日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

(五十音順)

氏 名	役 職	備 考
生 野 正 剛	長崎大学環境科学部教授	会長
梅 本 國 和	弁護士	
長 野 久美子	人権擁護委員	
堀 江 憲 二	弁護士	会長職務代理者
松 下 敏 幸	長崎新聞社情報メディア室長	